

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例(案)概要

項 目	改 正 案	施行期日
特別区民税 1 住宅借入金等特別税額控除の延長及び見直し	1 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年間延長し、令和7年12月31日までに居住の用に供した者を対象とする。 2 上記の期間までに居住の用に供した者を対象とし、所得税額から控除しきれなかった額を所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で翌年度分の特別区民税から控除する。	令和5年1月1日
2 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し	個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させるため、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備を行う。	令和6年1月1日